

令和5年第10回

美里町農業委員会総会議事録

第10回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年10月25日(水) 午前9時33分から午前10時05分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(14名)

2番	福田	なほ子	3番	鈴木	幸博	4番	渡邊	雅光
6番	後藤	幸太郎	7番	小野	保裕	8番	我妻	卓美
9番	片倉	澄子	10番	遊佐	恭一	11番	澁谷	正行
12番	久道	雄悦	13番	尾形	司	14番	古内	世紀
15番	邊見	勝寿	16番	伊藤	恵子			

欠席委員(1名)

1番 佐々木 幸一郎

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農用地の形状変更届出について
4. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、ただいまより令和5年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和5年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、1番佐々木幸一郎委員が怪我のため欠席ですので、14名の出席であります。 農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名をいたします。3番鈴木幸博委員、4番渡邊雅光委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、10月20日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
小野保裕委員	農家相談日につきましては、10月20日、201会議室におきまして、伊藤会長、今回担当の我妻卓美委員と私、小野の3名で対応いたしました。相談件数2件でございます。 1つは、●●字●●の●●●●さんという方で、現在耕作している90アールの圃場の地権者が亡くなったのでありますが、首都圏に住む地権者の息子さんと売買の方向で話が進んでいるということで、この進め方と現在の農地の取引価格等についての相談がございました。 対応といたしましては、相手方の相続を完了してから、売買の手続きを農業委員会にて進めていただくよう伝えまして、あと平均的な価格についても、条件によっていろいろありますので、相手方とよく話し合うようにお伝えいたしました。 続きまして、もう一件が●●字●●の●●●●さんという方で、相談には奥さんの●●さんが見えられました。自宅から離れた●●字●●の畑について、管理が大変なので誰かに耕作してもらうか、売買したいということで相談にいらっしゃいました。 対応といたしましては、地元の農業委員と相談して対応することといたしましたが、ちょうど相談会場に地元の遊佐委員が見えられましたので、その場において対応をお願いしたという経緯になります。 以上です。
遊佐恭一委員	では、10番遊佐でございます。

	ただいまの農家相談日の●●●●さんの畑に関して、すぐ誰か作ってくれる方を探してほしいということで、地域の法人の●●●●●●●●の●●●●●●●●に話をしたところ、自分のところでもう畑は間に合っていて、そこを使わなくても既にあるということと、この畑の場所を見てきましたら、ちょっと高低差もあるし、木が生えていたりしているので、条件があまり良くないため、他の人に果たして勧められるかどうかというところを見てきて、今はまた次の誰かに当たってみるという状態であります。 あと、そのときに●●●●さんから話がありまして、ここに●●●●●●●●さんの畑と田んぼがあるんですけども、田んぼは作ってくれる人がいるが、畑は要らないという流れでありましたので、そういうのはどうなのかということの話を受けました。条件のいいところは作る、条件の悪い畑とか、そういう農地は要らないというふうな人に果たして田んぼを作らせていいのかという話を受けまして、耕作放棄地にしないために全部セットで作ってくれる人が理想と思いながらも、強要することはできないことですので難しい問題だと感じました。 以上でございます。
澁谷正行委員	1 1 番澁谷です。 今、10 番委員さんがお話ししたとおり、耕作を頼まれたとき、どうしても自分の都合のいい場所だけを耕作するといった、そういうケースが多くなってきているというふうに私も思っています。ですから、耕作放棄を防ぐためにも、一体として農地を借りるというふうな方向でないと、今後荒れ地が多くなっていくのかなというふうには思います。 以上です。
議長	確かに多くなったように感じますので、難しい問題ですが改めて皆さんもお互い確認しあいながら、これからの利用権設定等の調整を進めていただきたいと思います。 続きまして、報告事項2 番、使用貸借権の合意解約による通知について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございます。ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば、再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして、報告事項3 番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告をお願いいたします。 また、10 月16 日に、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長	ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
鈴木幸博委員	それでは、農用地の形状変更届出についての意見を申し上げます。 今回の農地調査委員会は、先月と同じく福田委員、そして委員長である私鈴木と伊藤会長、邊見会長職務代理、事務局から野田次長の計5名で、10月16日に現地調査を行いました。 番号8の申請地は、●●字●●と●●●●です。耕作可能な土質による盛土がなされており、露地野菜の作付けを予定しているようでありまして、特に問題はないものと確認してまいりました。 番号9の申請地は、●●字●●です。現況は田んぼですが、土盛りした上で畑地化し、麦、大豆などの作付けをする計画ですので、特に問題はないと確認してまいりました。 以上です。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして報告事項4番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 また、10月16日に、農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。 続きまして、農地調査委員会よりお願いいたします。
鈴木幸博委員	それでは、非農地証明願についての意見を申し上げます。 番号23の申請地は、●●字●●であります。現地は長年、●●●●の●●●●の一部として雑種地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状況であることを確認してまいりましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号24の申請地は、●●●●です。現地は平成13年8月14日に転用許可を受け、所有権移転は済んでおりますが、地目は変更されていない土地でありました。現在も宅地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号25の申請地は、●●字●●であります。現地は樹木などが繁茂しており、非農地化して長年経過し、再び農地として再利用される可能性も少ないことから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号26の申請地は、●●字●●です。現地は長年、●●●●●●の敷地として宅地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態で

あることを確認してまいりましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上であります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長	全員賛成と認めます。第２号議案、農用地利用集積計画書審議については全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	続きまして、第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、１０月１６日に農地調査委員会によって現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
鈴木幸博委員	それでは、第３号議案の農地法第５条申請への意見決定について報告申し上げます。 番号２４番の申請地は●●字●●にあり、転用目的は住宅の建設であります。現地は、都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第３種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。 第３号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定については原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
議長	以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 3 番

署 名 委 員
議 席 4 番